

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【四半期会計期間】	第104期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社 南日本銀行
【英訳名】	The Minami-Nippon Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森 俊英
【本店の所在の場所】	鹿児島市山下町1番1号
【電話番号】	鹿児島(099)226-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 斎藤 眞一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町2丁目3番3号 神田中央通ビル3F 株式会社南日本銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)3258-7311
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 今村 新司
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 株式会社南日本銀行熊本営業部 (熊本市下通1丁目7番20号) 株式会社南日本銀行宮崎支店 (宮崎市橘通東4丁目6番29号) 株式会社南日本銀行福岡支店 (福岡市博多区冷泉町10番21号) 株式会社南日本銀行東京支店 (東京都千代田区鍛冶町2丁目3番3号 神田中央通ビル3F)

(注) 宮崎支店・福岡支店・東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げておりません。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	9,114	9,428	9,245	18,884	19,352
連結経常利益	百万円	232	501	540	970	1,698
連結中間純利益	百万円	352	328	2,327	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	1,158	1,146
連結中間包括利益	百万円	-	156	1,282	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	-	930
連結純資産額	百万円	31,845	30,889	32,295	31,064	31,661
連結総資産額	百万円	657,305	676,755	683,269	668,826	683,466
1株当たり純資産額	円	207.17	195.50	213.06	195.82	203.57
1株当たり中間純利益金額	円	2.67	2.55	27.44	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	10.98	11.18
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	2.63	2.10	13.57	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	7.53	7.22
自己資本比率	%	4.84	4.56	4.72	4.64	4.63
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.60	8.52	8.77	8.53	8.50
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,746	10,547	2,028	2,276	15,626
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,682	4,212	1,461	9,546	12,064
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	7	337	643	10	340
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	16,683	21,342	17,353	15,346	18,566
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	802 〔240〕	784 〔235〕	727 〔250〕	772 〔242〕	723 〔229〕

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
6. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第102期中	第103期中	第104期中	第102期	第103期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	8,848	9,122	8,897	18,323	18,734
経常利益	百万円	173	433	490	818	1,619
中間純利益	百万円	301	275	2,292	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	1,030	1,094
資本金	百万円	16,601	16,601	16,601	16,601	16,601
発行済株式総数	千株	普通株式 80,964 A種優先株式 30,000	普通株式 80,964 A種優先株式 30,000	普通株式 80,964 A種優先株式 30,000	普通株式 80,964 A種優先株式 30,000	普通株式 80,964 A種優先株式 30,000
純資産額	百万円	31,963	30,853	32,225	31,104	31,626
総資産額	百万円	657,281	677,256	683,553	669,244	683,845
預金残高	百万円	608,644	629,152	636,084	620,928	635,405
貸出金残高	百万円	497,164	506,874	516,308	507,421	514,053
有価証券残高	百万円	80,577	85,593	89,469	79,637	93,154
1株当たり中間純利益金額	円	2.05	1.89	27.01	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	9.40	10.53
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	-	1.76	13.36	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	6.70	6.89
1株当たり配当額	円	普通株式 - A種優先株式 -	普通株式 - A種優先株式 -	普通株式 - A種優先株式 -	普通株式 1.00 A種優先株式 9.10	普通株式 5.00 A種優先株式 8.16
自己資本比率	%	4.86	4.55	4.71	4.64	4.62
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.65	8.52	8.77	8.55	8.51
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	774 〔207〕	760 〔206〕	713 〔227〕	744 〔210〕	713 〔213〕

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第102期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5. 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当中間期におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により企業の生産活動や輸出が大きく低下し、個人消費も大きく落ち込みました。その後サプライチェーンの復旧に伴い生産や輸出が増加し、景気の回復がみられましたが、欧州の財政問題や急激な円高の進行等、先行き不透明な状況が続いており、国内景気の停滞が懸念されています。

一方、地域経済においては、平成23年3月の九州新幹線全線開通により、観光関連や住宅関連等、一部回復の兆しが見られており、個人消費や雇用情勢も、低水準ながらも持ち直しの動きがみられるなど、県内景気は引き続き厳しい状況の中、緩やかな改善を続けております。

このような環境のもと、私ども南日本銀行グループは、平成23年度よりスタートした中期経営計画「なんぎん維新」～“地域力”クリエイティブバンクへの挑戦～に取り組んでおります。これまで以上に「お客様との接点の拡大そして深化」を図り、「真のリレバン」による「地元鹿児島県の地域経済活性化への貢献」を行う、新たなビジネスモデルの構築を目指しております。

以上のような経済情勢のもと、当第2四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績につきましては、以下のとおりとなりました。

預金は、個人預金等の増加などから、前連結会計年度末に比べ6億6千6百万円増加し、6,358億4千9百万円となりました。

貸出金は、中小企業・個人向けの中・小口貸出しや住宅ローン等を中心に増強を図った結果、前連結会計年度末に比べ22億5百万円増加し、5,146億1百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末に比べ36億8千4百万円減少して894億4千7百万円となりました。

経常収益は、有価証券売却益の減少等により、前第2四半期連結累計期間に比べ1億8千3百万円減少して92億4千5百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用の減少及び営業経費の減少等により、前第2四半期連結累計期間に比べ2億2千2百万円減少して87億4百万円となりました。

この結果、経常利益は、前第2四半期連結累計期間に比べ3千9百万円増加して5億4千万円となりました。

また、厚生年金基金代行返上益を特別利益に計上したことから、中間純利益は前第2四半期連結累計期間に比べ19億9千9百万円増加して23億2千7百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収益は、金利低下に伴う貸出金利息の減少等により前第2四半期連結累計期間に比べて4千9百万円減少して78億2千9百万円となりました。一方、資金調達費用は、預金利息の減少等により前第2四半期連結累計期間に比べて2億8百万円減少して、4億3千4百万円となりました。この結果当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、前第2四半期連結累計期間に比べて1億5千9百万円増加して、73億9千5百万円となりました。

役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間に比べて2百万円増加して7億9千3百万円となりました。役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間に比べて5千7百万円増加して7億9百万円となりました。この結果、当第2四半期連結累計期間の役務取引等収支は、5千6百万円減少して、8千3百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却益等の減少により、前第2四半期連結累計期間に比べて2億4千5百万円減少して、4千8百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	7,175	60	-	7,236
	当第2四半期連結累計期間	7,335	59	-	7,395
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	7,807	73	3	7,878
	当第2四半期連結累計期間	7,762	70	2	7,829
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	632	13	3	642
	当第2四半期連結累計期間	426	10	2	434
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	139	0	-	139
	当第2四半期連結累計期間	82	0	-	83
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	789	2	-	791
	当第2四半期連結累計期間	791	2	-	793
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	650	1	-	652
	当第2四半期連結累計期間	708	1	-	709
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	243	50	-	293
	当第2四半期連結累計期間	31	16	-	48
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	247	50	-	297
	当第2四半期連結累計期間	47	16	-	64
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	3	-	-	3
	当第2四半期連結累計期間	16	-	-	16

- (注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2. 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。
3. 資金調達費用は、金銭の信託見合費用（前第2四半期連結累計期間0百万円、当第2四半期連結累計期間-百万円）を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間に比べて2百万円増加して、7億9千3百万円となりました。
役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間に比べて5千7百万円増加して、7億9百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	789	2	-	791
	当第2四半期連結累計期間	791	2	-	793
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	317	-	-	317
	当第2四半期連結累計期間	296	-	-	296
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	280	2	-	282
	当第2四半期連結累計期間	269	2	-	272
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	62	-	-	62
	当第2四半期連結累計期間	121	-	-	121
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	113	-	-	113
	当第2四半期連結累計期間	93	-	-	93
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	4	-	-	4
	当第2四半期連結累計期間	4	-	-	4
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	4	-	-	4
	当第2四半期連結累計期間	5	-	-	5
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	650	1	-	652
	当第2四半期連結累計期間	708	1	-	709
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	71	1	-	73
	当第2四半期連結累計期間	71	1	-	73

(注) 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	625,197	3,599	-	628,797
	当第2四半期連結会計期間	632,036	3,812	-	635,849
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	187,645	-	-	187,645
	当第2四半期連結会計期間	199,032	-	-	199,032
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	433,351	-	-	433,351
	当第2四半期連結会計期間	428,540	-	-	428,540
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,200	3,599	-	7,800
	当第2四半期連結会計期間	4,463	3,812	-	8,276
総合計	前第2四半期連結会計期間	625,197	3,599	-	628,797
	当第2四半期連結会計期間	632,036	3,812	-	635,849

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 預金の区分は、次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	505,085	100.00	514,601	100.00
製造業	32,078	6.35	28,599	5.56
農業、林業	4,811	0.95	4,490	0.87
漁業	3,529	0.70	4,070	0.79
鉱業、採石業、砂利採取業	44	0.01	43	0.01
建設業	33,509	6.63	34,439	6.69
電気・ガス・熱供給・水道業	914	0.18	1,579	0.31
情報通信業	1,650	0.33	1,596	0.31
運輸業、郵便業	12,746	2.53	13,507	2.62
卸売業、小売業	59,630	11.81	58,937	11.45
金融業、保険業	12,336	2.44	9,753	1.90
不動産業、物品賃貸業	57,828	11.45	64,024	12.44
その他の各種サービス業	83,001	16.43	86,953	16.90
地方公共団体	13,902	2.75	14,214	2.76
その他	189,101	37.44	192,391	37.39
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	505,085	-	514,601	-

(注) 国内とは当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等から20億2千8百万円のマイナス（前年同期比125億7千5百万円減少）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却等から14億6千1百万円のプラス（前年同期比56億7千3百万円増加）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当の支払等により6億4千3百万円のマイナス（前年同期比3億6百万円減少）となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、173億5千3百万円（前年同期末日比39億8千9百万円減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行は、平成23年度よりスタートした中期経営計画「なんぎん維新」～“地域力”クリエイティブバンクへの挑戦～に取り組んでおります。これまで以上に「お客様との接点拡大そして深化」を図り、「真のリレバン」による「地元鹿児島県の地域経済活性化への貢献」を行う、新たなビジネスモデルの構築を目指しております。

また、地域社会の信頼を損なうことのないよう、行員一人ひとりのコンプライアンス・マインドの醸成に努め、さらには、個人情報保護法やキャッシュカード・通帳による不正な払戻しへの対応を適切に行うなど、その他法令遵守にもこれまで同様グループ全体で取り組んでまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	7,375	7,191	184
経費(除く臨時処理分)	5,310	5,195	115
人件費	2,945	2,829	116
物件費	2,111	2,103	8
税金	253	262	9
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	2,065	1,996	69
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,065	1,996	69
一般貸倒引当金繰入額	31	455	424
業務純益	2,033	1,540	493
うち債券関係損益	283	38	245
臨時損益	1,599	1,050	549
株式等関係損益	46	202	156
不良債権処理額	1,246	780	466
個別貸倒引当金繰入額	1,061	682	379
バルクセール売却損	1	0	1
偶発損失引当金繰入額	145	92	53
特定債務者支援引当金繰入額	38	6	32
償却債権取立益	-	0	0
その他臨時損益	306	66	240
経常利益	433	490	57
特別損益	5	2,365	2,360
うち固定資産処分損益	3	8	5
税引前中間純利益	438	2,855	2,417
法人税、住民税及び事業税	9	9	-
法人税等調整額	153	553	400
法人税等合計	163	563	400
中間純利益	275	2,292	2,017

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.37	2.29	0.08
(イ) 貸出金利回	2.69	2.65	0.04
(ロ) 有価証券利回	1.77	1.60	0.17
(2) 資金調達原価	1.90	1.77	0.13
(イ) 預金等利回	0.18	0.11	0.07
(ロ) 外部負債利回	2.52	2.48	0.04
(3) 総資金利鞘	-	0.52	0.05

(注) 1. 「国内業務部門」とは円建諸取引であります。
2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	13.29	12.47	0.82
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	13.29	12.47	0.82
業務純益ベース	13.09	9.62	3.47
中間純利益ベース	1.77	14.32	12.55

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	629,152	636,084	6,932
預金(平残)	617,603	627,308	9,705
貸出金(末残)	506,874	516,308	9,434
貸出金(平残)	503,218	506,593	3,375

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	435,374	445,748	10,374
法人	149,147	152,459	3,312
合計	584,521	598,208	13,687

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	165,906	170,509	4,603
住宅ローン残高	147,015	150,693	3,678
その他ローン残高	18,890	19,816	926

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	464,754	472,870	8,116
総貸出金残高	百万円	506,874	516,308	9,434
中小企業等貸出金比率	/ %	91.69	91.58	0.11
中小企業等貸出先件数	件	37,229	37,499	270
総貸出先件数	件	37,299	37,567	268
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.81	99.81	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	9	29	6	19
保証	331	3,502	300	3,483
計	340	3,532	306	3,502

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	16,601	16,601
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	8,875	8,875
	利益剰余金	1,001	3,479
	自己株式()	126	128
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	-	-
	繰延税金資産の控除金額()	-	-
	計 (A)	26,351	28,828
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,130	2,128
	一般貸倒引当金	2,385	2,599
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,000	3,000
	計	7,515	7,728
うち自己資本への算入額 (B)	7,515	7,728	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	33,817	36,506
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	367,931	386,778
	オフ・バランス取引等項目	2,188	2,094
	信用リスク・アセットの額 (E)	370,119	388,872
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	26,654	27,022
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,132	2,161
	計(E) + (F) (H)	396,774	415,895
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		8.52	8.77
(参考)Tier 1比率 = A / H × 100(%)		6.64	6.93

- (注) 1 . 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 . 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 . 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 . 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	16,601	16,601
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	7,500	7,500
	その他資本剰余金	1,405	1,405
	利益準備金	70	200
	その他利益剰余金	865	3,179
	その他	-	-
	自己株式()	126	128
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	-	-
	繰延税金資産の控除金額()	-	-
	計 (A)	26,316	28,758
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,130	2,128
	一般貸倒引当金	2,389	2,593
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,000	3,000	
計	7,520	7,722	
うち自己資本への算入額 (B)	7,520	7,722	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	33,786	36,430	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	368,410	386,897
	オフ・バランス取引等項目	2,188	2,094
	信用リスク・アセットの額 (E)	370,598	388,992
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	25,792	25,992
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,063	2,079
	計(E) + (F) (H)	396,390	414,985
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)	8.52	8.77	
(参考)Tier 1比率 = A / H × 100(%)	6.63	6.92	

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	119	127
危険債権	153	192
要管理債権	2	18
正常債権	4,834	4,868

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
優先株式	320,000,000
計	320,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	80,964,300	同左	福岡証券取引所	(注2)
A種優先株式(注1)	30,000,000	同左	非上場	(注3、4)
計	110,964,300	同左		

注1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) A種優先株式は、取得価額が株価の変動による取得価額の変動により修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

修正基準

取得価額の修正は、取得請求期間において別途定める一定の期間の終値の平均値に相当する金額に修正されますが、下限取得価額（発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とされます。なお、別途定める調整事由が生じた場合は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。別途定める調整事由については、下記(注)4.(8) 取得価額の調整に記載のとおりであります。

修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1ヵ月1回の頻度で行います。

(3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

(4) 当行の株券の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

(5) A種優先株式は、当行が、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で全部または一部を取得できる旨の条項を定めております。

4. 単元株式数は、1,000株であり、議決権はありません。議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり既存の株主への影響を考慮したためであります。なお、提出日現在、A種優先株式の普通株式への転換はありません。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の

併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下、「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成21年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において、初年度A種優先配当金とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当金率決定日として算出する。)に、1.05%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数を、365で除して算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.05%

なお、平成21年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters 3,750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成24年10月1日から平成36年3月31日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、証券会員制法人福岡証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という。（ただし、下記 による調整を受ける。）

取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下において同じ。））その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする、以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する意味を有する、以下、本（ ））、下記（ ）および（ ）ならびに下記八.（ ）において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記（a）ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記（ ）による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

- ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われていない場合
- 調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- () 株式の併合をする場合
- 調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限現取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八.() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本()に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.() または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合には修正価額)とする。
- 二. 上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする

事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（（10） に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。

この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も（8） に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と交換に交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、（6） に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行なわれる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

- (2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		110,964		16,601,420		7,500,156

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	A種優先株式 30,000	27.03
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	普通株式 3,976	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	普通株式 3,088	2.78
南日本銀行行員持株会	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	普通株式 2,856	2.57
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	普通株式 2,808	2.53
財団法人岩崎育英奨学会	東京都世田谷区北烏山7丁目12番20号	普通株式 2,384	2.14
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	普通株式 2,276	2.05
西日本信用保証株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	普通株式 2,172	1.95
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	普通株式 2,157	1.94
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18番6号	普通株式 2,011	1.81
計		53,729 うちA種優 先株式 30,000 うち普通株式 23,729	48.42 うちA種優 先株式 27.03 うち普通株式 21.38

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式は下記のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 3,088千株

所有議決権別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,976	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,088	3.87
南日本銀行行員持株会	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	2,856	3.58
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	2,808	3.52
財団法人岩崎育英奨学会	東京都世田谷区北烏山7丁目12番20号	2,384	2.99
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,276	2.85
西日本信用保証株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	2,172	2.72
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	2,157	2.70
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18番6号	2,011	2.52
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6番1号	1,927	2.42
計		25,655	32.22

(注)1.上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式は下記のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 3,088千株

2.上記 所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有のA種優先株式は、議決権を有しておりません。なお、A種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況(1)株式の総数等」に記載しております。

A種優先株式

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	30,000	-
計		30,000	-

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 30,000,000	-	(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 325,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,605,000	79,605	(注2)
単元未満株式	普通株式 1,034,300	-	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	110,964,300	-	-
総株主の議決権	-	79,605	-

(注) 1. A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式 3,000株が含まれております。また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	325,000	-	325,000	0.29
計	-	325,000	-	325,000	0.29

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 20,684	7 19,912
コールローン及び買入手形	42,000	44,400
商品有価証券	0	4
有価証券	1, 7, 14 93,131	1, 7, 14 89,447
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 512,396	2, 3, 4, 5, 6, 8 514,601
外国為替	496	576
リース債権及びリース投資資産	977	1,011
その他資産	7 2,749	7 2,654
有形固定資産	9, 10, 11 12,040	9, 10, 11 12,469
無形固定資産	743	712
繰延税金資産	8,086	7,701
支払承諾見返	3,002	3,502
貸倒引当金	12,378	13,279
投資損失引当金	465	445
資産の部合計	683,466	683,269
負債の部		
預金	635,183	635,849
借入金	12 1,500	12 1,500
社債	13 1,500	13 1,500
その他負債	2,130	2,688
退職給付引当金	5,635	3,304
役員退職慰労引当金	235	-
睡眠預金払戻損失引当金	217	235
偶発損失引当金	357	370
再評価に係る繰延税金負債	9 2,041	9 2,022
負ののれん	0	0
支払承諾	3,002	3,502
負債の部合計	651,805	650,973
純資産の部		
資本金	16,601	16,601
資本剰余金	8,875	8,875
利益剰余金	1,809	3,479
自己株式	128	128
株主資本合計	27,157	28,828
その他有価証券評価差額金	1,803	759
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	9 2,700	9 2,708
その他の包括利益累計額合計	4,503	3,467
純資産の部合計	31,661	32,295
負債及び純資産の部合計	683,466	683,269

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	9,428	9,245
資金運用収益	7,878	7,829
(うち貸出金利息)	6,788	6,714
(うち有価証券利息配当金)	743	715
役務取引等収益	791	793
その他業務収益	297	64
その他経常収益	461	558
経常費用	8,926	8,704
資金調達費用	642	434
(うち預金利息)	588	380
役務取引等費用	652	709
その他業務費用	3	16
営業経費	5,918	5,702
その他経常費用	¹ 1,709	¹ 1,841
経常利益	501	540
特別利益	22	2,452
固定資産処分益	1	-
償却債権取立益	21	-
厚生年金基金代行返上益	-	2,452
特別損失	17	87
固定資産処分損	4	8
減損損失	-	² 78
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12	-
税金等調整前中間純利益	507	2,906
法人税、住民税及び事業税	23	24
法人税等調整額	155	555
法人税等合計	178	579
少数株主損益調整前中間純利益	328	2,327
少数株主利益	-	-
中間純利益	328	2,327

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	328	2,327
その他の包括利益	171	1,044
その他有価証券評価差額金	171	1,044
繰延ヘッジ損益	0	0
中間包括利益	156	1,282
親会社株主に係る中間包括利益	156	1,282
少数株主に係る中間包括利益	-	-

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	16,601	16,601
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	16,601	16,601
資本剰余金		
当期首残高	8,905	8,875
当中間期変動額		
自己株式の処分	29	-
当中間期変動額合計	29	-
当中間期末残高	8,875	8,875
利益剰余金		
当期首残高	1,032	1,809
当中間期変動額		
剰余金の配当	353	648
中間純利益	328	2,327
土地再評価差額金の取崩	5	8
当中間期変動額合計	30	1,670
当中間期末残高	1,001	3,479
自己株式		
当期首残高	178	128
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	52	-
当中間期変動額合計	51	0
当中間期末残高	126	128
株主資本合計		
当期首残高	26,360	27,157
当中間期変動額		
剰余金の配当	353	648
中間純利益	328	2,327
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	23	-
土地再評価差額金の取崩	5	8
当中間期変動額合計	8	1,670
当中間期末残高	26,351	28,828

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,019	1,803
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	171	1,044
当中間期変動額合計	171	1,044
当中間期末残高	1,847	759
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
土地再評価差額金		
当期首残高	2,684	2,700
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5	8
当中間期変動額合計	5	8
当中間期末残高	2,689	2,708
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,703	4,503
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	166	1,036
当中間期変動額合計	166	1,036
当中間期末残高	4,537	3,467
純資産合計		
当期首残高	31,064	31,661
当中間期変動額		
剰余金の配当	353	648
中間純利益	328	2,327
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	23	-
土地再評価差額金の取崩	5	8
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	166	1,036
当中間期変動額合計	174	633
当中間期末残高	30,889	32,295

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	507	2,906
減価償却費	489	494
減損損失	-	78
負ののれん償却額	0	0
持分法による投資損益(は益)	0	0
貸倒引当金の増減()	270	900
投資損失引当金の増減額(は減少)	38	19
退職給付引当金の増減額(は減少)	314	2,331
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	212	235
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	7	18
偶発損失引当金の増減額(は減少)	105	13
資金運用収益	7,878	7,829
資金調達費用	642	434
有価証券関係損益()	238	164
金銭の信託の運用損益(は運用益)	4	-
為替差損益(は益)	37	20
固定資産処分損益(は益)	3	8
貸出金の純増()減	690	2,204
預金の純増減()	8,194	665
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	0	0
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	85	441
コールローン等の純増()減	1,600	2,400
コールマネー等の純増減()	279	-
外国為替(資産)の純増()減	130	80
外国為替(負債)の純増減()	0	-
リース債権及びリース投資資産の純増()減	83	33
資金運用による収入	7,851	7,849
資金調達による支出	806	379
その他	100	331
小計	10,499	2,070
法人税等の支払額	17	19
法人税等の還付額	65	60
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,547	2,028

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	22,091	5,438
有価証券の売却による収入	5,950	7,610
有価証券の償還による収入	10,320	68
金銭の信託の減少による収入	1,829	-
有形固定資産の取得による支出	108	703
有形固定資産の売却による収入	25	-
無形固定資産の取得による支出	139	74
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,212	1,461
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	354	643
自己株式の取得による支出	1	0
自己株式の売却による収入	17	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	337	643
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,995	1,213
現金及び現金同等物の期首残高	15,346	18,566
現金及び現金同等物の中間期末残高	21,342	17,353

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 3社 南日本総合ビジネス株式会社 南日本ファイナンス株式会社 南日本バンクカード株式会社
(2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社 1社 南九州サービス株式会社
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法	<p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物：19年～50年 その他：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(2,958百万円)(代行返上後)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(追加情報)

確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成23年4月1日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項に基づき、代行部分の過去分返上認可の日において、代行部分にかかる退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額である2,452百万円を代行返上益として特別利益に計上しております。

なお、当行では平成23年4月1日付で、従来の制度である厚生年金基金制度および適格退職年金制度から、新制度となる確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度へ移行しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払い等に備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
(11) リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。	
(12) 収益及び費用の計上方法 ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。	
(13) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	
(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	
(15) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
1. 当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。	
2. 当行は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち期末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成23年6月29日開催の第103期定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。これにより、当中間連結会計期間において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給未払い分239百万円については「その他負債」に含めて表示しております。	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式11百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,380百万円、延滞債権額は24,340百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は228百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,949百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,278百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式12百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,239百万円、延滞債権額は27,410百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,893百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,543百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,336百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)						
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,222百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>コールマネー</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、日本銀行共通担保等の担保として、預け金8百万円、有価証券24,851百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち敷金等は235百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,548百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが27,980百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格に、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,698百万円</p>	有価証券	1,222百万円	コールマネー	- 百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,220百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>該当ありません。</p> <p>上記のほか、為替決済、日本銀行共通担保等の担保として、預け金8百万円、有価証券24,849百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち敷金等は236百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,634百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが28,456百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格に、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,805百万円</p>	有価証券	1,220百万円
有価証券	1,222百万円						
コールマネー	- 百万円						
有価証券	1,220百万円						

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>10.有形固定資産の減価償却累計額 6,612百万円</p> <p>11.有形固定資産の圧縮記帳額 669百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>12.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>13.社債は、劣後特約付社債1,500百万円であります。</p> <p>14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は50百万円であります。</p>	<p>10.有形固定資産の減価償却累計額 6,727百万円</p> <p>11.有形固定資産の圧縮記帳額 668百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>12.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>13.社債は、劣後特約付社債1,500百万円であります。</p> <p>14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は350百万円であります。</p>

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																
1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,047百万円、貸出金償却 8百万円及び株式等償却265百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,097百万円、貸出金償却 6百万円及び株式等償却489百万円を含んでおります。 2. 当中間連結会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額78百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額) 鹿児島県内 <table border="1" data-bbox="847 674 1337 882"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">営業用店舗等</td> <td>土地</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産等</td> <td>土地</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>78百万円</td> </tr> </tbody> </table> (資産グループの概要及びグルーピングの方法) 営業用店舗等の営業用資産については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として営業店単位で、遊休資産等については、各々が独立した資産としてグルーピングしております。また、本部、コンピュータセンター、社宅、ATMコーナー等については独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。連結子会社については、個社ごとにグルーピングしております。 (回収可能価額) 減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。	用途	種類	減損損失	営業用店舗等	土地	18百万円	建物	16百万円	遊休資産等	土地	43百万円	建物	0百万円	合計		78百万円
用途	種類	減損損失															
営業用店舗等	土地	18百万円															
	建物	16百万円															
遊休資産等	土地	43百万円															
	建物	0百万円															
合計		78百万円															

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	80,964	-	-	80,964	
A種優先株式	30,000	-	-	30,000	
合計	110,964	-	-	110,964	
自己株式					
普通株式	322	5	13	314	(注)1,2
合計	322	5	13	314	

(注)1. 自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものです。

2. 自己株式の減少は、売渡等によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	80	1.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年6月29日 定時株主総会	A種優先株式	273	9.10	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの
該当ありません。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	80,964	-	-	80,964	
A種優先株式	30,000	-	-	30,000	
合計	110,964	-	-	110,964	
自己株式					
普通株式	321	3	-	325	(注)
合計	321	3	-	325	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	403	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	A種優先株式	244	8.16	平成23年3月31日	平成23年6月30日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの
該当ありません。

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年 9月30日現在	平成23年 9月30日現在
現金預け金勘定 22,866	現金預け金勘定 19,912
普通預け金 1,378	普通預け金 2,303
定期預け金 8	定期預け金 8
その他の預け金 136	その他の預け金 247
現金及び現金同等物 21,342	現金及び現金同等物 17,353

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

有形固定資産

主として事務機器等であります。

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

有形固定資産

主として事務機器であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(借手側)

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	2	2	-	0
無形固定資産	-	-	-	-
合計	2	2	-	0

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

未経過リース料期末残高相当額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成23年9月30日）
1年内	0	-
1年超	-	-
合計	0	-

リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

該当ありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）	当中間連結会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
支払リース料	1	-
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	0	-
支払利息相当額	0	-
減損損失	-	-

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成23年9月30日）
1年内	114	114
1年超	138	135
合計	253	249

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	20,684	20,684	-
(2) コールローン及び買入手形	42,000	42,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	0	0	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,368	3,168	199
その他有価証券	88,089	88,089	-
(5) 貸出金	512,396		
貸倒引当金(*1)	12,278		
	500,118	505,294	5,175
資産計	654,262	659,238	4,976
(1) 預金	635,183	635,710	526
負債計	635,183	635,710	526
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	-
デリバティブ取引計	2	2	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は443百万円増加、「繰延税金資産」は177百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は265百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、客観的に信頼性がある者で当行から独立した第三者であるブローカーより入手した価額としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式(*1)	11
其他有価証券	
非上場株式(*1)	1,066
組合出資金(*2)	594
合計	1,672

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	19,912	19,912	-
(2) コールローン及び買入手形	44,400	44,400	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	4	4	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,810	3,587	222
其他有価証券	83,961	83,961	-
(5) 貸出金	514,601		
貸倒引当金(*1)	13,134		
	501,467	507,603	6,135
資産計	653,557	659,470	5,912
(1) 預金	635,849	636,299	450
負債計	635,849	636,299	450
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(12)	(12)	-
デリバティブ取引計	(9)	(9)	0

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格と理論価格の乖離が大きい変動利付国債については、合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額は、客観的に信頼性がある者で当行から独立した第三者であるブローカーより入手した価格としております。

自行保証付私募債等の市場価格がない債券については、貸出金と同様の方法等により合理的な時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
関連会社株式(*1)	12
其他有価証券	
非上場株式(*1)	1,066
組合出資金(*2)	596
合計	1,675

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	地方債	200	203	3
	社債	149	152	2
	その他	1,282	1,295	12
	小計	1,632	1,651	18
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	社債	35	35	0
	その他	1,700	1,481	218
	小計	1,735	1,517	218
合計		3,368	3,168	199

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	7,021	5,304	1,717
	債券	43,530	42,420	1,110
	国債	36,590	35,622	968
	地方債	924	899	24
	社債	6,015	5,898	117
	その他	5,964	4,647	1,317
	小計	56,517	52,371	4,145
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	6,545	8,152	1,606
	債券	20,111	20,306	195
	国債	17,890	18,005	115
	地方債	98	99	1
	社債	2,122	2,200	78
	その他	4,915	5,133	217
	小計	31,572	33,592	2,019
合計		88,089	85,963	2,126

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式102百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記イ～ハの何れかに該当する場合は回復可能性があると認められないと判断し、減損処理を行う。

イ．株式の時価が過去2年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合。

ロ．株式の発行会社が債務超過の状態にある場合。

ハ．株式の発行会社が2期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失を計上すると予想される場合。

時価の下落率が30%未満の場合には、著しく下落には該当せず、減損処理は行わない。

当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	150	152	2
	社債	452	457	4
	その他	1,184	1,201	16
	小計	1,787	1,812	24
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	23	23	0
	その他	1,998	1,751	247
	小計	2,022	1,775	247
合計		3,810	3,587	222

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	5,926	4,778	1,148
	債券	58,852	57,563	1,288
	国債	50,237	49,127	1,110
	地方債	925	899	25
	社債	7,689	7,536	153
	その他	5,162	4,282	880
	小計	69,941	66,624	3,316
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	5,925	7,938	2,013
	債券	1,840	1,901	60
	地方債	99	99	0
	社債	1,741	1,801	59
	その他	6,254	6,604	349
	小計	14,020	16,443	2,423
合計		83,961	83,068	893

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式489百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記イ～ハの何れかに該当する場合は回復可能性があるとして認められないと判断し、減損処理を行う。

イ．株式の時価が過去2年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合。

ロ．株式の発行会社が債務超過の状態にある場合。

ハ．株式の発行会社が2期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失を計上すると予想される場合。

時価の下落率が30%未満の場合には、著しく下落には該当せず、減損処理は行わない。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,126
その他有価証券	2,126
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	322
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,803
()少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,803

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	893
その他有価証券	893
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	134
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	759
()少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	759

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	22	-	0	0
	売建	22	-	0	0
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所の価格等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨預金	3,001	-	2
	合計	-	-	-	2

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」
(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定につきましては、取引所の価格、割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	256	-	3	3
	売建	139	-	7	7
	買建	116	-	4	4
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	3	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所等の価格等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨預金	3,001	-	12
	合計	-	-	-	12

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定につきましては、取引所の価格、割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

資産除去債務の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務等が含まれております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年 3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年 3月21日)を適用しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	6,788	1,312	1,327	9,428

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	6,714	1,075	1,456	9,245

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

該当ありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	203.57	213.06

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	2.55	27.44
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	328	2,327
普通株主に帰属しない金額	百万円	122	114
うち中間優先配当額	百万円	-	-
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	205	2,212
普通株式の期中平均株式数	千株	80,643	80,641
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.10	13.57
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	122	114
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	-	-
うち優先株式に係る金額	百万円	122	114
普通株式増加数	千株	75,757	90,909
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) 前中間連結会計期間の当該優先配当額は、平成23年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前中間連結会計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。また、当中間連結会計期間の当該優先配当額は、平成24年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当中間連結会計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当ありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 20,684	7 19,912
コールローン	42,000	44,400
商品有価証券	0	4
有価証券	1, 7, 14 93,154	1, 7, 14 89,469
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 514,053	2, 3, 4, 5, 6, 8 516,308
外国為替	496	576
その他資産	7 2,212	7 2,029
有形固定資産	9, 10, 11 11,963	9, 10, 11 12,406
無形固定資産	749	719
繰延税金資産	8,099	7,715
支払承諾見返	3,002	3,502
貸倒引当金	12,105	13,047
投資損失引当金	465	445
資産の部合計	683,845	683,553
負債の部		
預金	635,405	636,084
借入金	12 1,500	12 1,500
社債	13 1,500	13 1,500
その他負債	2,182	2,661
未払法人税等	51	54
リース債務	284	249
資産除去債務	19	19
その他の負債	1,826	2,338
退職給付引当金	5,630	3,299
役員退職慰労引当金	235	-
睡眠預金払戻損失引当金	217	235
偶発損失引当金	357	370
特定債務者支援引当金	146	152
再評価に係る繰延税金負債	9 2,041	9 2,022
支払承諾	3,002	3,502
負債の部合計	652,219	651,328

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	16,601	16,601
資本剰余金	8,905	8,905
資本準備金	7,500	7,500
その他資本剰余金	1,405	1,405
利益剰余金	1,744	3,380
利益準備金	70	200
その他利益剰余金	1,673	3,179
繰越利益剰余金	1,673	3,179
自己株式	128	128
株主資本合計	27,122	28,758
¹⁵ 其他有価証券評価差額金	1,802	758
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	⁹ 2,700	⁹ 2,708
評価・換算差額等合計	4,503	3,467
純資産の部合計	31,626	32,225
負債及び純資産の部合計	683,845	683,553

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	9,122	8,897
資金運用収益	7,584	7,485
(うち貸出金利息)	6,805	6,738
(うち有価証券利息配当金)	742	714
役務取引等収益	783	793
その他業務収益	297	64
その他経常収益	457	554
経常費用	8,689	8,407
資金調達費用	634	425
(うち預金利息)	588	380
役務取引等費用	651	709
その他業務費用	3	16
営業経費	¹ 5,655	¹ 5,401
その他経常費用	² 1,743	² 1,854
経常利益	433	490
特別利益	22	2,452
固定資産処分益	1	-
償却債権取立益	21	-
厚生年金基金代行返上益	-	2,452
特別損失	17	87
固定資産処分損	4	8
減損損失	-	³ 78
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12	-
税引前中間純利益	438	2,855
法人税、住民税及び事業税	9	9
法人税等調整額	153	553
法人税等合計	163	563
中間純利益	275	2,292

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	16,601	16,601
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	16,601	16,601
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	7,500	7,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	7,500	7,500
その他資本剰余金		
当期首残高	1,405	1,405
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,405	1,405
資本剰余金合計		
当期首残高	8,905	8,905
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	8,905	8,905
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	70
当中間期変動額		
利益準備金の積立	70	129
当中間期変動額合計	70	129
当中間期末残高	70	200
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,020	1,673
当中間期変動額		
剰余金の配当	353	648
中間純利益	275	2,292
利益準備金の積立	70	129
土地再評価差額金の取崩	5	8
当中間期変動額合計	154	1,506
当中間期末残高	865	3,179

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	1,020	1,744
当中間期変動額		
剰余金の配当	353	648
中間純利益	275	2,292
土地再評価差額金の取崩	5	8
当中間期変動額合計	83	1,635
当中間期末残高	936	3,380
自己株式		
当期首残高	125	128
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	0
自己株式の処分	-	-
当中間期変動額合計	1	0
当中間期末残高	126	128
株主資本合計		
当期首残高	26,400	27,122
当中間期変動額		
剰余金の配当	353	648
中間純利益	275	2,292
自己株式の取得	1	0
土地再評価差額金の取崩	5	8
当中間期変動額合計	84	1,635
当中間期末残高	26,316	28,758
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,019	1,802
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	171	1,044
当中間期変動額合計	171	1,044
当中間期末残高	1,847	758
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
土地再評価差額金		
当期首残高	2,684	2,700
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5	8
当中間期変動額合計	5	8
当中間期末残高	2,689	2,708
評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,703	4,503
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	166	1,036
当中間期変動額合計	166	1,036
当中間期末残高	4,537	3,467
純資産合計		
当期首残高	31,104	31,626
当中間期変動額		
剰余金の配当	353	648
中間純利益	275	2,292
自己株式の取得	1	0
土地再評価差額金の取崩	5	8
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	166	1,036
当中間期変動額合計	251	599
当中間期末残高	30,853	32,225

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：19年～50年 その他：3年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（2,958百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>（追加情報） 確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成23年 4月 1日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-2項に基づき、代行部分の過去分返上認可の日において、代行部分にかかる退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額である2,452百万円を代行返上益として特別利益に計上しております。</p> <p>なお、当行では平成23年 4月 1日付で、従来の制度である厚生年金基金制度および適格退職年金制度から、新制度となる確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度へ移行しております。</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払い等に備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。</p>
	<p>(6) 特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、再建・支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生が見込まれる支援額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>
6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7．リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
8. ヘッジ会計の方法	<p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
<p>1. 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>	
<p>2. 当行は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち期末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成23年6月29日開催の第103期定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。これにより、当中間会計期間において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給未払い分239百万円については「その他の負債」に含めて表示しております。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
<p>1. 関係会社の株式総額 50百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,708百万円、延滞債権額は22,997百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませ ん。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は228百万円 であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,933百万円 であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,278百万円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 50百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,570百万円、延滞債権額は26,099百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませ ん。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,893百万 円 であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,564百万 円 であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,336百万円であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)						
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,222百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>コールマネー</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、日本銀行共通担保、短資取引等の担保として、預け金8百万円、有価証券24,851百万円を差し入れております。また、その他資産のうち、敷金等は229百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,853百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが29,285百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	有価証券	1,222百万円	コールマネー	- 百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,220百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>該当ありません。</p> <p>上記のほか、為替決済、日本銀行共通担保等の担保として、預け金8百万円、有価証券24,849百万円を差し入れております。また、その他資産のうち、敷金等は230百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,934百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが29,756百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	有価証券	1,220百万円
有価証券	1,222百万円						
コールマネー	- 百万円						
有価証券	1,220百万円						

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
再評価を行った年月日 平成10年3月31日	再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格に、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,698百万円	同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格に、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,805百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,604百万円	10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,718百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 669百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)	11. 有形固定資産の圧縮記帳額 668百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。	12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債1,500百万円であります。	13. 社債は、劣後特約付社債1,500百万円であります。
14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は50百万円であります。	14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は350百万円であります。
15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。 当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、70百万円であります。	

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																								
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,093百万円、株式等償却265百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	184百万円	無形固定資産	85百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">186百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">104百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,138百万円、株式等償却489百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当中間会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額78百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県内</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">用途</th> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 40%;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">営業用店舗等</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遊休資産等</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">78百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>営業用店舗等の営業用資産については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として営業店単位で、遊休資産等については、各々が独立した資産としてグルーピングしております。また、本部、コンピュータセンター、社宅、ATMコーナー等については独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	186百万円	無形固定資産	104百万円	用途	種類	減損損失	営業用店舗等	土地	18百万円	建物	16百万円	遊休資産等	土地	43百万円	建物	0百万円	合計		78百万円
有形固定資産	184百万円																								
無形固定資産	85百万円																								
有形固定資産	186百万円																								
無形固定資産	104百万円																								
用途	種類	減損損失																							
営業用店舗等	土地	18百万円																							
	建物	16百万円																							
遊休資産等	土地	43百万円																							
	建物	0百万円																							
合計		78百万円																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	308	5	-	314	(注)
合計	308	5	-	314	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものです。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	321	3	-	325	(注)
合計	321	3	-	325	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものです。

[次へ](#)

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア) 有形固定資産

主としてATM及び事務機器等であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア) 有形固定資産

主としてATM及び事務機器等であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	811	691	-	119
無形固定資産	257	246	-	11
合計	1,069	938	-	130

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	499	413	-	86
無形固定資産	88	83	-	5
合計	588	496	-	91

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	100	73
1年超	60	37
合計	160	111

リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

該当ありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	114	74
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	81	44
支払利息相当額	32	29
減損損失	-	-

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	114	114
1年超	138	135
合計	253	249

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	45
関連会社株式	5
合計	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	45
関連会社株式	5
合計	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

資産除去債務の総額に重要性がないため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	1.89	27.01
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	275	2,292
普通株主に帰属しない金額	百万円	122	114
うち中間優先配当額	百万円	-	-
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	157	2,177
普通株式の期中平均株式数	千株	80,653	80,641
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	1.76	13.36
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	122	114
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	-	-
うち優先株式に係る金額	百万円	122	114
普通株式増加数	千株	75,757	90,909
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) 前中間会計期間の当該優先配当額は、平成23年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前中間会計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。また、当中間会計期間の当該優先配当額は、平成24年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当中間会計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当ありません。

[前へ](#)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社南日本銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅春 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 正彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 祐二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人はリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日

をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社南日本銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅春 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 正彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 祐二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人はリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社南日本銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。